



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課） 5
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 10
- 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（子育て支援課） 25
- 沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（子育て支援課） 33
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（子育て支援課） 36
- 沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例（保健医療政策課） 37
- 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（薬務疾病対策課） 38
- 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例（農地農村整備課） 40
- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（企業立地推進課） 41
- 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（情報産業振興課） 42
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（情報産業振興課） 47
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課） 48

規 則

- 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 51
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 57
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 59
- 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（子育て支援課） 60
- 沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課） 65
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課） 66
- 薬事法施行細則の一部を改正する規則（薬務疾病対策課） 67
- 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（薬務疾病対策課） 69
- 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則（農地農村整備課） 70
- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（企業立地推進課） 71
- 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例施行規則（情報産業振興課） 71

告 示

- はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示（薬務疾病対策課） 76

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について、定年と退職年齢との差1年当たりの給料月額額の割増率を100分の3（定年と退職年齢との差が1年である職員にあっては、100分の2）とするとともに、この適用対象を勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められている

その者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに拡大し、早期退職者の募集により退職した者をこれに含めることとした。(第5条の3及び第7条の3関係)

- 2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができることとし、その募集を行うに当たっては、募集実施要項を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならないこととした。(第10条第1項及び第2項関係)
 - (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集
- 3 職員(地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者等を除く。)は、募集の期間中いつでも応募し、退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができることとし、応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならないこととした。(第10条第3項及び第4項関係)
- 4 任命権者は、応募者について、その者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合等を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下「認定」という。)をするものとし、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨等を応募者に書面により通知するものとする事とした。(第10条第5項及び第6項関係)
- 5 認定を受けた応募者が募集実施要項に記載された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこの期日に退職しなかつたとき等に該当するときは、認定は、その効力を失うこととした。(第10条第7項関係)
- 6 任命権者は、募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表することとした。(第10条第8項関係)
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)
- 9 この条例の施行に伴い、関係条例について所要の規定の整理を行うこととした。(附則第3項から第5項まで)

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第48号)

- 1 再生医療等製品販売業許可申請手数料等の徴収根拠を定めるとともに、所要の改正を行うこととした。(別表第3関係)
- 2 この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第49号)

- 1 条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 設備運営基準の目的について定めることとした。(第2条)
- 3 定義について定めることとした。(第3条)
- 4 設備運営基準の向上について定めることとした。(第4条)
- 5 設備運営基準と幼保連携型認定こども園について定めることとした。(第5条)
- 6 幼保連携型認定こども園の一般原則について定めることとした。(第6条)
- 7 幼保連携型認定こども園と非常災害について定めることとした。(第7条)
- 8 幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等について定めることとした。(第8条)
- 9 他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準について定めることとした。(第9条)
- 10 他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準について定めることとした。(第10条)
- 11 園児を平等に取り扱う原則について定めることとした。(第11条)
- 12 虐待等の禁止について定めることとした。(第12条)
- 13 懲戒に係る権限の濫用禁止について定めることとした。(第13条)
- 14 食事について定めることとした。(第14条)
- 15 食事の提供の特例について定めることとした。(第15条)
- 16 秘密保持等について定めることとした。(第16条)
- 17 苦情への対応について定めることとした。(第17条)
- 18 設備の一般的基準について定めることとした。(第18条)
- 19 園舎及び園庭について定めることとした。(第19条)
- 20 園舎に備えるべき設備について定めることとした。(第20条)

- 21 園具及び教具について定めることとした。(第21条)
- 22 学級の編制の基準について定めることとした。(第22条)
- 23 職員の数等について定めることとした。(第23条)
- 24 教育及び保育を行う期間及び時間について定めることとした。(第24条)
- 25 教育課程について定めることとした。(第25条)
- 26 子育て支援事業の内容について定めることとした。(第26条)
- 27 保護者との連携について定めることとした。(第27条)
- 28 掲示について定めることとした。(第28条)
- 29 規則への委任について定めることとした。(第29条)
- 30 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。(附則第1項)
- 31 条例の施行に伴い、必要な経過措置について定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)

- 1 題名を「沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の要件に関する条例」に改めることとした。(題名関係)
- 2 条例の対象となる認定こども園を、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園とすることとした。(第1条関係)
- 3 条例の対象となる認定こども園の類型から幼保連携型認定こども園に関する規定を削り、所要の改正を行うこととした。(第3条関係)
- 4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の条例で定める要件について、所要の改正を行うこととした。(第4条関係)
- 5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項の条例で定める要件について、所要の改正を行うこととした。(第5条関係)
- 6 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供方法について調理室を備えないことができる要件等を規定するとともに、所要の改正を行うこととした。(別表関係)
- 7 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする事とした。(附則)

○ 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 入所した者に対する健康診断をした医師が児童福祉法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならないこととした。(第16条関係)
- 2 保育所において定める施設運営についての重要事項に関する規程の項目を定めることとした。(第18条関係)
- 3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないこととした。(第21条関係)
- 4 保育所の乳児室及びほふく室の面積の基準について定めることとした。(第45条関係)
- 5 保育所が行う業務の質の評価等について定めることとした。(第51条関係)
- 6 利用料に関する規定を廃止することとした。(第52条関係)
- 7 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。(附則第1項)
- 8 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例(条例第52号)

- 1 基金の設置について定めることとした。(第1条)
- 2 基金の積立額について定めることとした。(第2条)
- 3 基金の管理について定めることとした。(第3条)
- 4 運用益金の処理について定めることとした。(第4条)
- 5 繰替運用について定めることとした。(第5条)
- 6 基金の処分について定めることとした。(第6条)
- 7 規則への委任について定めることとした。(第7条)

- 8 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 9 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項)

○ 薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(条例第53号)

- 1 次に掲げる条例について、薬事法の改正に伴う規定の整理を行うこととした。<第1条から第3条まで>
 - (1) 沖縄県薬事審議会設置条例(第1条関係)
 - (2) 沖縄県の事務処理の特例に関する条例(第2条関係)
 - (3) 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例(第2条関係)
 - (4) 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(第18条関係)
- 2 この条例は、平成26年11月25日から施行することとした。<附則>

○ 沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(条例第54号)

- 1 農業基盤整備促進事業及びため池等整備事業に係る分担金の徴収根拠を定めるほか、土地改良事業の種別の変更及び廃止並びに分担金に係る比率の変更を行うこととした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の規定は、平成26年度分の分担金から適用することとした。(附則)

○ 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第55号)

- 1 うるま地区内賃貸工場の施設使用料の徴収根拠を定めることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例(条例第56号)

- 1 施設の設置について定めることとした。(第1条)
- 2 施設の位置について定めることとした。(第2条)
- 3 施設の管理及びその業務について定めることとした。(第3条及び第4条)
- 4 指定管理者の申請について定めることとした。(第5条)
- 5 指定管理者の指定及びその告示について定めることとした。(第6条及び第7条)
- 6 使用の許可について定めることとした。(第8条)
- 7 施設の使用期間について定めることとした。(第9条)
- 8 使用料等及び使用料の減免について定めることとした。(第10条及び第11条)
- 9 工作物等の設置等について定めることとした。(第12条)
- 10 権利の譲渡等の禁止について定めることとした。(第13条)
- 11 使用の許可の取消し等について定めることとした。(第14条)
- 12 放置物件の除去命令について定めることとした。(第15条)
- 13 立入り等について定めることとした。(第16条)
- 14 使用者の原状回復の義務について定めることとした。(第17条)
- 15 損害の賠償等について定めることとした。(第18条)
- 16 事業報告書の提出について定めることとした。(第19条)
- 17 規則への委任について定めることとした。(第20条)
- 18 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、19については公布の日から施行することとした。(附則第1項)
- 19 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができることとした。(附則第2項)

○ 沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第57号)

- 1 新たな企業集積施設の使用料の徴収根拠等を定めることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 1 都市公園の施設のうち、新たな有料公園施設として中城公園の管理事務所会議室及び浦添大公園の南エントランス管理事務所多目的室を加え、併せてこれらの施設の供用日及び供用時間を定めることとした。(別表第3及び別表第4関係)

- 2 中城公園の管理事務所会議室及び浦添大公園の南エントランス管理事務所多目的室の利用料金の基準額を新たに定め、沖縄県総合運動公園の陸上競技場に記者室、運営本部室、中継スタッフ控室、特別室、カメラマン室、ドーピングコントロール室、審判室及び記録室並びに大型映像装置の利用料金の基準額を追加し、及び陸上競技場の照明設備の基準額等を改めることとした。(別表第6関係)
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。(附則)

条 例

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第47号

沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項」を「以下この項、次条第2項」に改め、「死亡によらず」の次に「、かつ、第10条第5項に規定する認定を受けないで」を加え、「掲げる者を含む」を「掲げる者及び傷病によらず、法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 沖縄県職員の定年等に関する条例（昭和59年沖縄県条例第2号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限、同条第2項の規定により延長された期限又は同条第4項の規定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの

(4) 第10条第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第7項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限、同条第2項の規定により延長された期限又は同条第4項の規定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第10条第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第7項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、第10条第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第7項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に改め、「（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）」を削り、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表第5条第1項の項中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改め、同項の前に次のように加える。

<p>第4条第1項</p>	<p>退職日給料月額」という。）</p>	<p>退職日給料月額」という。）及び退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額</p>
---------------	----------------------	---

第5条の3の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第6条の2を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第6条の2 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第7条の3の表中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」に改める。

第7条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己

都合等退職者」に改める。

第8条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第10条を次のように改める。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第10条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて規則で定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第7項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される者

(2) 前項に規定する退職すべき期日が到来するまでに定年に達する者

(3) 法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

5 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超え

る場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募者が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなるものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

7 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第14条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

(2) 第21条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこの期日に退職しなかつたとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

8 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項（第5項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含

む。)及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に職員として在職した者が改正前の沖縄県職員の退職手当に関する条例第4条第1項に規定する25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに該当する場合(その者が改正後の沖縄県職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第5条第1項第3号に掲げる者に該当する場合を除き、その者の勤続期間が11年未満である場合に限る。)には、新退職手当条例第4条第1項に規定する11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、同項第3号に掲げるものとみなして、同項の規定を適用する。

(復帰に伴う沖縄県職員の退職手当に関する条例の適用の特別措置等に関する条例の一部改正)

- 3 復帰に伴う沖縄県職員の退職手当に関する条例の適用の特別措置等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第99号)の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 4 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年沖縄県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

(沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 5 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年沖縄県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第17条中「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第48号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3 薬局開設許可申請手数料の項中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）」に改め、同表薬局開設許可更新申請手数料の項、医薬品販売業許可申請手数料の項、医薬品販売業許可更新申請手数料の項、配置販売従事者身分証明書交付手数料の項、配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料の項、配置販売従事者身分証明書再交付手数料の項、登録販売者試験手数料の項、販売従事登録申請手数料の項、販売従事登録証書換え交付手数料の項及び販売従事登録証再交付手数料の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可申請手数料の項及び高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業許可更新申請手数料の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項の次に次のように加える。

再生医療等製品販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	1件につき29,200円
再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき11,300円
薬局開設許可証の書換え交付手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5第1項の許可証の書換え交付	1件につき2,100円
薬局開設許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の許可証の再交付	1件につき2,900円

別表第3薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料の項中「薬局開設許可証、」を削り、「賃貸業の許可証又は」を「貸与業の許可証、」に改め、「販売先等変更許可証」の次に「又は再生医療等製品販売業許可証」を加え、「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「薬局開設の許可証、」を削り、「変更の許可証」の次に「又は再生医療等製品の販売業の許可証」を加え、同表薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料の項中「薬局開設許可証、」を削り、「賃貸業の許可証又は」を「貸与業の許可証、」に改め、「販売先等変更許可証」の次に「又は再生医療等製品販売業許可証」を加え、「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「薬局開設の許可証、」を削り、「変更の許可証」の次に「又は再生医療等製品の販売業の許可証」を加え、同表医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可申請手数料の項中「、化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に、「薬事法施行令第80条」を「医薬品医療機器等法施行令第80条」に、「薬事法第12条第1項」を「医薬品医療機器等法第12条第1項」に、「薬事法施行令第3条第3号」を「医薬品医療機器等法施行令第3条」に、「薬事法施行令第20条第2項」を「医薬品医療機器等法施行令第20条第2項」に、

「
 カ 化粧品製造販売業許可に係るもの1件につき74,700円
 キ 第1種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき155,300円
 ク 第2種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき130,900円
 ケ 第3種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき98,200円
 」

を 「
 カ 化粧品製造販売業許可に係るもの1件につき74,700円
 」 に改め、同表医薬

品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可更新申請手数料の項中「、化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に、「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第12条第2項」を「医薬品医療機器等法第12条第2項」に、

カ 化粧品製造販売業許可に係るもの1件につき57,700円

キ 第1種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき125,900円

ク 第2種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき104,200円

ケ 第3種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき79,100円

カ 化粧品製造販売業許可に係るもの1件につき57,700円

に改め、同表医薬

品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可申請手数料の項、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可更新申請手数料の項及び医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業許可の区分変更又は追加許可申請手数料の項を次のように改める。

<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第26条第1項第3号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（無菌）」という。）に係るもの1件につき87,300円 イ 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（一般）」という。）に係るもの（エに掲げるものを除く。）1件につき66,800円</p>
----------------------------------	---	--

ウ 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第1項
第5号に掲げる区分
(以下「医薬品製造区
分(包装、表示又は保
管)」という。)に係
るもの1件につき31,90
0円

エ 薬局製造販売医薬品
に係るもの1件につき1
1,200円

オ 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第2項
第1号に掲げる区分
(以下「医薬部外品製
造区分(無菌)」とい
う。)に係るもの1件
につき87,300円

カ 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第2項
第2号に掲げる区分
(以下「医薬部外品製
造区分(一般)」とい
う。)に係るもの1件
につき43,100円

キ 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第2項
第3号に掲げる区分
(以下「医薬部外品製
造区分(包装、表示又
は保管)」という。)に
係るもの1件につき3
1,900円

ク 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第3項
第1号に掲げる区分
(以下「化粧品製造区
分(一般)」とい
う。)に係るもの1件
につき43,100円

ケ 医薬品医療機器等法
施行規則第26条第3項
第2号に掲げる区分
(以下「化粧品製造区

		<p>分（包装、表示又は保管）」という。）に係るもの1件につき31,900円</p>
<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可更新申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第3項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき56,700円 イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの（エに掲げるものを除く。）1件につき42,400円 ウ 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき21,400円 エ 薬局製造販売医薬品に係るもの1件につき5,800円 オ 医薬部外品製造区分（無菌）に係るもの1件につき56,700円 カ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき28,200円 キ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき21,400円 ク 化粧品製造区分（一般）に係るもの1件につき28,200円 ケ 化粧品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき21,400円</p>
<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可の区分変更又は追加許可申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第6項に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき72,100円 イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの1件につき51,200円 ウ 医薬品製造区分（包</p>

		装、表示又は保管)に係るもの1件につき25,400円 エ 医薬部外品製造区分(無菌)に係るもの1件につき72,100円 オ 医薬部外品製造区分(一般)に係るもの1件につき35,700円 カ 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき25,400円 キ 化粧品製造区分(一般)に係るもの1件につき35,700円 ク 化粧品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき25,400円
--	--	--

別表第3 医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第14条第1項」を「医薬品医療機器等法第14条第1項」に、「薬事法第49条第1項」を「医薬品医療機器等法第49条第1項」に改め、同表医薬品、医薬部外品又は医療機器の承認申請時適合性調査申請手数料の項及び医薬品、医薬部外品又は医療機器の定期的適合性調査申請手数料の項を次のように改める。

医薬品又は医薬部外品の承認申請時適合性調査申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であって、同条第1項又は第9項の承認申請時に受けるものの申請に対する審査	ア 医薬品製造区分(無菌)に係るもの1件につき47,200円 イ 医薬品製造区分(一般)に係るもの1件につき32,500円 ウ 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき15,200円 エ 医薬部外品製造区分(無菌)に係るもの1件につき47,200円
----------------------------	--	---

		<p>オ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき32,500円</p> <p>カ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき15,200円</p> <p>キ アからカまでに規定するものが医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における当該施設（以下「外部試験検査機関」という。）に係る審査を伴う場合にあっては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額</p> <p>ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき15,200円</p>
<p>医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であつて、同条第1項の承認の取得後に定期的に受けるものの申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額</p> <p>イ 医薬品製造区分（一般）に係るもの1件につき70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額</p>

ウ 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額

エ 医薬部外品製造区分（無菌）に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額

オ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額

カ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額

キ アからカまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあっては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲

		げる額を加算した額 ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額
--	--	---

別表第3 医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項一部変更承認申請手数料の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第14条第9項」を「医薬品医療機器等法第14条第9項」に、「薬事法第49条第1項」を「医薬品医療機器等法第49条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	ア 第1種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき155,300円 イ 第2種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき130,900円 ウ 第3種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき98,200円 エ 体外診断用医薬品製造販売業許可に係るもの1件につき130,900円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第2項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	ア 第1種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき125,900円 イ 第2種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき104,200円 ウ 第3種医療機器製造販売業許可に係るもの1件につき79,100円 エ 体外診断用医薬品製造販売業許可に係るもの1件につき104,200円
医療機器又は体外	医薬品医療機器等法施行令第80	ア 医療機器製造業登録に

診断用医薬品の製造業登録申請手数料	条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査	係るもの1件につき37,600円 イ 体外診断用医薬品製造業登録に係るもの1件につき37,600円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第3項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査	ア 医療機器製造業登録に係るもの1件につき24,800円 イ 体外診断用医薬品製造業登録に係るもの1件につき24,800円
再生医療等製品の製造販売業許可申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	1件につき155,300円
再生医療等製品の製造販売業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第2項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき125,900円

別表第3 医療機器修理業許可申請手数料の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第40条の2第1項」を「医薬品医療機器等法第40条の2第1項」に改め、同表医療機器修理業許可更新申請手数料の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第40条の2第3項」を「医薬品医療機器等法第40条の2第3項」に改め、同表医療機器修理業の修理区分の変更又は追加許可申請手数料の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法第40条の2第5項」を「医薬品医療機器等法第40条の2第5項」に改め、同表輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造時適合性調査申請手数料の項及び輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の定期的適合性調査申請手数料の項を次のように改める。

輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造時適合性調査申請手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造	ア 医薬品製造区分（無菌）に係るもの1件につき47,200円 イ 医薬品製造区分（一
------------------------------	---	---

	<p>所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であって、製造しようとするときに受けるものの申請に対する審査</p>	<p>般)に係るもの1件につき32,500円 ウ 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき15,200円 エ 医薬部外品製造区分(無菌)に係るもの1件につき47,200円 オ 医薬部外品製造区分(一般)に係るもの1件につき32,500円 カ 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係るもの1件につき15,200円 キ アからカまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあつては、アからカまでの規定にかかわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額 ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき15,200円</p>
<p>輸出用の医薬品又は医薬部外品の定期的適合性調査申請手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であつて、製造開始後定期的に受けるものの申請に対する審査</p>	<p>ア 医薬品製造区分(無菌)に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあつては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額 イ 医薬品製造区分(一般)に係るもの1件につき70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあつては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗</p>

じて得た額を70,600円
に加算した額

ウ 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額

エ 医薬部外品製造区分（無菌）に係るもの1件につき100,500円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を100,500円に加算した額

オ 医薬部外品製造区分（一般）に係るもの1件につき70,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を70,600円に加算した額

カ 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額

キ アからカまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあっては、アからカまでの規定にか

		かわらず、アからカまでに掲げる額にクに掲げる額を加算した額 ク 外部試験検査機関に係るもの1件につき30,600円。ただし、調査品目の数が2以上である場合にあっては、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を30,600円に加算した額
--	--	---

別表第3 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の書換え交付手数料の項及び医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業許可証の再交付手数料の項中「、化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に、「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「同令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同表 医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料の項及び医薬品、医薬部外品、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料の項中「、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業」を「又は化粧品の製造業」に、「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「同令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「（同令第55条において準用する場合を含む。）」を削り、同項の次に次のように加える。

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の2第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	1件につき2,100円
医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の3第1項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品又は再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	1件につき2,900円
医療機器若しくは体外診断用医薬品	医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器	1件につき2,100円

<p>の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料</p>	<p>等法施行令第37条の9第1項（医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する場合を含む。）に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付</p>	
<p>医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第37条の10第1項（医薬品医療機器等法施行令第55条において準用する場合を含む。）に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付</p>	<p>1件につき2,900円</p>
<p>再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第43条の4第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付</p>	<p>1件につき2,100円</p>
<p>再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付手数料</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第43条の5第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付</p>	<p>1件につき2,900円</p>
<p>医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請時適合性調査申請手数料</p>	<p>薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）附則第63条第2号の規定によりなお従前の例によるとされた薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成26年政令第269号）による改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第80条の規定に基づく同法による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する体外診断用医薬品又は医療機器の製</p>	<p>ア 薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第87号）第1条の規定による改正前の薬事法施行規則（以下「旧省令」という。）第26条第2項第2号に掲げる区分に係るもの1件につき32,</p>

	<p>造所における製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査であって、同条第1項又は第9項の承認申請時に受けるものの申請に対する審査</p>	<p>500円 イ 旧省令第26条第2項第3号に掲げる区分に係るもの1件につき15,200円 ウ 旧省令第26条第5項第2号に掲げる区分に係るもの1件につき47,200円 エ 旧省令第26条第5項第3号に掲げる区分に係るもの1件につき32,500円 オ 旧省令第26条第5項第4号に掲げる区分に係るもの1件につき15,200円 カ アからオまでに規定するものが外部試験検査機関に係る審査を伴う場合にあっては、アからオまでの規定にかかわらず、アからオまでに掲げる額にキに掲げる額を加算した額 キ 外部試験検査機関に係るもの1件につき15,200円</p>
--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の沖縄県使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理したのものから適用し、同日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第49号

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第2条 設備運営基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設備運営基準の向上)

第4条 知事は、沖縄県子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(設備運営基準と幼保連携型認定こども園)

第5条 幼保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(幼保連携型認定こども園の一般原則)

第6条 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(幼保連携型認定こども園と非常災害)

第7条 幼保連携型認定こども園においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(幼保連携型認定こども園の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 幼保連携型認定こども園の職員は、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)

第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)

第10条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。

(園児を平等に取り扱う原則)

第11条 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第16

4号) 第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(食事)

第14条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第10条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

6 幼保連携型認定こども園は、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置づけるとともに、その評価及び改善に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

(秘密保持等)

第16条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(設備の一般的基準)

第18条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものではなければならない。

(園舎及び園庭)

第19条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 前項に規定する園舎及び園庭については、規則で定める基準を満たさなければならない。

(園舎に備えるべき設備)

第20条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

- (3) 保育室
 - (4) 遊戯室
 - (5) 保健室
 - (6) 調理室
 - (7) 便所
 - (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第15条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 乳児室及びほふく室の面積は、3.3平方メートルに満2歳未満の園児の数を乗じて得た面積以上とする。
- 7 前項に規定するもののほか、第1項各号に定める設備については、規則で定める基準を満たさなければならない。
- 8 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
- (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

第21条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(学級の編制の基準)

第22条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第23条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の員数、その算定方法等の基準は、規則で定める。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第24条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げ

る要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の種類、季節等に適切に配慮すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

（教育課程）

第25条 園児が心身の状況によって受けることが困難な教育課程に基づく教育は、その園児の心身の状況に適合するように行わなければならない。

（子育て支援事業の内容）

第26条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合において、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

2 子育て支援事業の実施に当たっては、あらかじめ教育又は保育に従事した経験が豊富な職員のうちから、当該事業を担当する者を定めることとする。

（保護者との連携）

第27条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとるとともに、教育及び保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（掲示）

第28条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

（規則への委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。）の設備については、第19条から第21条までの規定にかかわらず、当分の間、沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第50号）による改正前の沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）別表第3の規定によることができる。

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第50号

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例

第1条中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）」に改める。

第3条第1号を削り、同条第2号中「認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条第1号中「幼稚園教育要領」の次に「（平成20年文部科学省告示第26号）」を加え、「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を行う」を「教育を行う」に改め、同条第2号中「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「同法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に、「実施」を「利用」に改める。

第5条第1号ア中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同号イ中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同条第2号中「幼保連携施設」を「連携施設」に改める。

別表第1の1を次のように改める。

- 1 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならないこと。ただし、当該従事する者は、常時2人を下回ってはならないこと。

別表第1の2中「については、短時間利用児及び長時間利用児」を「であって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）」に改め、同表第2の1中「に満たない」を「未満の」に改め、同表第2の2中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同表第2の4中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同表第2の5中「管理」の次に「及び」を加え、同表第3の1中「保育所等」を「保育機能施設」に改め、「（以下「建物等」という。）」を削り、同表第3の2中「に満たない」を「未満の」に改め、「幼保連携型認定こども園、」

を削り、「及び8」を「及び9」に改め、同表第3の4中「又は遊戯室」を「及び遊戯室」に改め、「幼保連携型認定こども園、」を削り、「に満たない」を「未満の」に改め、同表第3の5中「幼保連携型認定こども園、」を削り、同表第3の5の(2)中「に満たない」を「未満の」に改め、同表第3の6中「幼保連携型認定こども園、」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同表第3の8中「に満たない子どもの保育」を「未満の子どもの保育」に、「の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は、満2歳に満たない」を「及びほふく室の面積は、満2歳未満の」に改め、同表第3の8を同表第3の9とし、同表第3の7の次に次のように加える。

- 8 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、3の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

別表第4の(2)中「に固有の事情」を削り、「内容」を「事項」に改め、同表第6を次のように改める。

第6 子育て支援事業

- 1 認定こども園は、子育て支援事業の実施に当たっては、あらかじめ教育又は保育に従事した経験が豊富な職員のうちから、当該事業を担当する者を定めること。
- 2 認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを実施しなければならないこと。

別表第7の1中「すべて」を「全て」に改め、「幼保連携型認定こども園及び」を削り、「第3条第2号イ」を「第3条第1号イ」に改め、「及び保育所」を削り、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同表第7の2中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同表第7の3中「保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改め、「対する」の次に「教育及び」を加える。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第51号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第18条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 保育所の運営に関する重要事項

第21条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項

の規定による措置」に改める。

第45条第3号中「前2号」を「前号に規定するもののほか、第1号及び第2号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 乳児室及びほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

第51条及び第52条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第51条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第52条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する保育所（建築中のものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に係る改正後の第45条第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「乳児室及び」とあるのは「乳児室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき1.65平方メートル以上、」とすることができる。

沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第52号

沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例

(設置)

第1条 本県の北部地域及び離島における医師の確保を目的として、県が緊急に行う事業の費用並びに市町村及び一部事務組合が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布

する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第53号

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県薬事審議会設置条例の一部改正)

第1条 沖縄県薬事審議会設置条例(昭和47年沖縄県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第1条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県の事務処理の特例に関する条例(平成12年沖縄県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条の表34の項中「薬事法(」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同項(2)中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に改め、同項(4)から(7)までの規定中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項(8)中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同項(9)中「賃貸業者」を「貸与業者」に、「第3条第3号」を「第3条」に、「第10条第2号」を「第10条」に改め、同項(10)から(14)までの規定中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同項(15)中「賃貸業者」を「貸与業者」に、「第3条第3号」を「第3条」に、「第10条第2号」を「第10条」に改め、同項(16)から(21)までの規定中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項(22)中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に改める。

(沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例(平成19年沖縄県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。

(沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第84号）の一部を次のように改正する。

第18条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第54号

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

土地改良事業の種別		比率
農地整備事業	経営体育成型	100分の12.5以内
	畑地帯担い手育成型	100分の12.5以内
	畑地帯担い手支援型	100分の12.5以内
通作条件整備事業		100分の7.5以内

農業基盤整備促進事業		100分の10以内
水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	100分の10以内
	水利区域内農地集積促進型	100分の10以内
ため池等整備事業	用排水施設整備工事	100分の9以内
農地保全整備事業	農地侵食防止工事	100分の10以内
	農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事	100分の12.5以内

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の規定は、平成26年度分の分担金から適用する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第55号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

1,500平方メートルタイプ工場使用料	月額	1,200,000円	を
1,500平方メートルタイプ工場使用料	月額	1,200,000円	

1,500平方メートルタイプ工場使用料（2区画分割型）	1区画につき月額	600,000円
-----------------------------	----------	----------

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第56号

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例**（設置）**

第1条 情報通信産業に属する事業のうち、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業及びこれと関連する事業を行うための施設を提供することにより、産業の活性化を促進し、もって県内における情報通信産業及びこれと関連性が高い産業の振興に資するため、沖縄情報通信センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターの位置は、うるま市字兼箇段61番1とする。

（センターの管理）

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務

(2) 第8条の規定による使用の許可に関する業務、第14条の規定による使用の許可の取消し等に関する業務、第17条第2項の規定による原状回復命令に関する業務その他の使用の許可に関する業務

(3) センターの施設の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切にセンターの管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な使用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定等の告示)

第7条 知事は、前条の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

2 前項の規定は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(使用の許可)

第8条 センターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の申請が規則で定める基準を満たすものでなければ、許可をしてはならない。

3 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(施設の使用期間)

第9条 施設の使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、1年を超えないものとする。

2 前項の使用期間又はこの項の規定により更新された使用期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

(使用料等)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

3 既に納められた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

4 使用者が施設において使用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、使用者の負担とする。

5 前各項に定めるもののほか、使用料及び費用の負担に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第11条 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(工作物等の設置等)

第12条 使用者は、その使用する施設に工作物その他の設備（以下「工作物等」とい

う。)を設置し、又は施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第8条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(放置物件の除去命令)

第15条 指定管理者は、センター内における放置物件が施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該放置物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

第16条 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、センターの管理業務に従事する者に、第8条第1項の規定により使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第8条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設に設置した工作物等を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第18条 使用者は、その使用に際し、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

別表（第10条関係）

施設の種別	単位	金額
情報管理棟	1月につき	3,739,830円
ビジネス棟専用区画	1平方メートル1月につき	1,390円
会議室	1室1時間につき	360円
小会議室	1室1時間につき	250円

備考

- 1 使用料が1月単位で定められている場合において、使用の期間が1月未満であるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときには、その使用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の

月額を30で除して得た額にその月における使用日数を乗じて計算するものとする。

- 2 使用料が面積を単位として定められている場合において、使用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 使用料が時間を単位として定められている場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間を1時間として使用料の額を計算する。

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第57号

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表中「1号棟事業用専用区画（駐車場を含む。）」を「1号棟事業用専用区画」に、「2号棟事業用専用区画（駐車場を含む。）」を「2号棟事業用専用区画」に改め、同表に次のように加える。

3号棟事業用専用区画	1平方メートル1月につき	1,880円
------------	--------------	--------

別表備考2中「事業用専用区画、実務研修室及び休憩室に係る使用料は、その月の使用の期間が1月に満たないときは、」を「使用料が1月単位で定められている場合において、使用の期間が1月未満であるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときには、その使用の期間又はその端数の期間については」に改め、同表備考3中「事業用専用区画（企業集積施設を除く。）、実務研修室及び休憩室に係る使用料は」を「使用料が面積を単位として定められている場合において」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第58号

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第22条関係）

種別	公園名	沖縄県総合運動公園	中城公園	浦添大公園	首里城公園	バナナ公園
公園施設	陸上競技場 補助競技場 蹴球場 庭球場 体育館 水泳プール 屋内運動場 オートキャンプ場	管理事務所会議室	南エントランス管理事務所 多目的室	駐車場	多目的お祭り広場	
備品	規則で定める物					

別表第4中

レクリエーションプール	5月1日から6月30日まで（土曜日、日曜日、祝日法第3条に規定する休日及び慰霊の日以外の日を除く。）及び7月1日から9月30	午前9時から午後6時30分まで	を
-------------	--	-----------------	---

	日まで（火曜日を除く。）	
レクリエーション プール	5月1日から6月30日まで（土曜日、日曜日、祝日法第3条に規定する休日及び慰霊の日以外の日を除く。）及び7月1日から9月30日まで（火曜日を除く。）	午前9時から午後6時30分まで
管理事務所会議室	1月5日から12月27日まで	午前9時から午後5時まで
南エントランス管 理事務所多目的室		

に

改める。

別表第6第1項第1号中

会 議 室	800 円	800 円	1,600 円	230 円	
放 送 室	2時間につき			610円	備付けの放送設備のすべての利用を含む。
照 明 設 備	全 点 灯	1時間につき		2,570円	専用利用の場合のみ徴収する。
	2分の1点灯	1時間につき		1,280円	
シ ャ ワ ー	1人1回につき			100円	

を

記 者 室	1時間につき		2,130円	
運 営 本 部 室	1時間につき		2,070円	
会 議 室	800 円	800 円	1,600 円	230 円

中継スタッフ控室		1時間につき	1,400円	
特 別 室		1時間につき	1,340円	
放 送 室		2時間につき	610円	備付けの放送設備の全ての利用を含む。
カ メ ラ マ ン 室		1時間につき	1,320円	に改め、同項
ドーピングコントロール室		1時間につき	640円	
審 判 室		1時間につき	560円	
記 録 室		1時間につき	220円	
照 明 設 備	全 点 灯	1時間につき	25,070円	
	2 分 の 1 点 灯	1時間につき	12,530円	
	4 分 の 1 点 灯	1時間につき	6,260円	
	8 分 の 1 点 灯	1時間につき	3,130円	
大 型 映 像 装 置		1時間につき	10,920円	備付けの大型映像装置設備の全ての利用を含む。
シ ャ ワ ー		1人1回につき	100円	

中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 管理事務所会議室

区 分	基 準 額	備 考
専用利用の場合	1時間につき 330円	

(10) 南エントランス管理事務所多目的室

区 分	基 準 額	備 考
専用利用の場合	1時間につき 370円	

別表第6の備考を次のように改める。

備考

- 1 次の者からは利用料金を徴収しない。
 - (1) 3歳未満の者
 - (2) レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児
- 2 電気を使用する場合の基準額は、その実費に相当する規則で定める額とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

規 則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第51号

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の3を次のように改める。

（退職理由記録の記載事項等）

第2条の3 条例第6条の2に規定する規則で定めるところにより作成する条例第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由の記録（以下この条において「退職理由記録」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成年月日
- (2) 氏名及び生年月日
- (3) 退職の日における勤務所属及び職名
- (4) 勤続期間並びに採用年月日及び退職年月日
- (5) 退職の理由及び当該退職の理由に該当するに至った経緯
- (6) 作成者の職名及び氏名

2 退職理由記録の様式は、第2号様式の2とする。

3 退職理由記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。

4 退職理由記録は、職員の退職後速やかに作成しなければならない。

5 退職理由記録は、任命権者がその作成の日から5年間保管しなければならない。

第3条を次のように改める。

（募集実施要項の記載事項）

第3条 条例第10条第2項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第10条第1項の規定による募集（以下この条及び次条において「募集」という。）の対象となるべき職員の範囲
 - (2) 条例第10条第2項に規定する募集実施要項（以下この条、次条及び第3条の6において「募集実施要項」という。）の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
 - (3) 条例第10条第3項の規定による応募（以下この条、次条、第3条の3及び第3条の6において「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
 - (4) 条例第10条第6項の規定による通知（第3条の4において「通知」という。）の予定時期
 - (5) 次条第3項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
 - (6) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
 - (7) 条例第10条第3項各号に掲げる職員が応募をすることはできない旨
 - (8) 条例第10条第5項の規定により認定をしない旨の決定をする場合がある旨
 - (9) 次条第1項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨
 - (10) 第3条の5第1項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げの場合があるときは、その旨
- 2 任命権者は、募集実施要項に前項第一号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に一を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、条例第10条第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 3 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 第3条の次に次の5条を加える。

（募集の期間の延長等に係る手続）

第3条の2 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 3 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 4 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

（応募及び応募の取下げの様式）

第3条の3 応募は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（第2号様式の3）によるものとする。

- 2 応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（第2号様式の4）によるものとする。

（認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式）

第3条の4 通知は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 条例第10条第5項の規定による認定（以下この条、次条第1項及び第3条の6において「認定」という。）をする旨の決定をしたとき 認定通知書（第2号様式の5）
- (2) 認定をしない旨の決定をしたとき 不認定通知書（第2号様式の6）

（退職すべき期日の変更に係る手続）

第3条の5 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が条例第10条第7項第3号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げについては退職すべき期日の繰上げ同意書（第2号様式の7）、繰下げについては退職すべき期日の繰下げ同意書（第2号様式の8）により当該認定応募者の同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するた

めに必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、退職すべき期日の変更通知書（第2号様式の9）により、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

（募集実施要項及び認定応募者数の公表）

第3条の6 条例第10条第8項の規定による公表は、任命権者ごとに、毎年4月末日までに、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（同条第5項に規定する方法を周知した場合にあっては当該方法を含む。）について行うものとする。

第9条第1項中「受給資格者証を添えて」の次に「元の任命権者に提出することによつて」を加え、同条第4項及び第5項中「知事」を「元の任命権者」に改める。

第2号様式の2を次のように改める。

第2号様式の2（第2条の3関係）

(表)
退職理由の記録

		作成年月日	年 月 日
氏 名		生年月日	年 月 日
勤務所属		職 名	
勤続期間	年 月	採用年月日	年 月 日
		退職年月日	年 月 日
退職の理由	沖縄県職員の退職手当に関する条例第 条第 項第 号に掲げる者に該当		
当該退職の理由に該当するに至った経緯			
作成者の職名、氏名及び印			

(裏)

備考 退職理由記録の記入要領は、次のとおりとする。

- 1 「作成年月日」欄には、退職理由記録を作成した日を記入する。
- 2 「氏名」欄及び「生年月日」欄には、職員の氏名及び生年月日を記入する。
- 3 「勤務所属」欄には、退職時の勤務所属を記入する。
- 4 「職名」欄には、退職時の職名を記入する。
- 5 「勤続期間」欄には、退職手当の算定の基礎となる勤続期間（月単位までとし、一月未満の端数

は切り捨てる。)を記入する。

- 6 「採用年月日」欄及び「退職年月日」欄には、退職手当の算定の基礎となる在職期間に係る採用年月日及び退職年月日を記入する。
- 7 「退職の理由」欄には、当該職員の勤続年数に応じて沖縄県職員の退職手当に関する条例第4条第1項第3号又は第5条第1項第6号のうち該当する条項を記入する。
- 8 「当該退職の理由に該当するに至った経緯」欄には、当該退職の理由に該当するに至った経緯その他の事務の都合の具体的な内容を記入する。
- 9 「作成者の職名、氏名及び印」欄には、退職理由記録を作成した者の職名及び氏名を記入した上、押印する。

第2号様式の2の次に次の7様式を加える。

第2号様式の3 (第3条の3関係)

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

任命権者殿
 応募年月日 年 月 日
 応募申請者 _____ ㊟

私は、沖縄県職員の退職手当に関する条例第10条第3項の規定により、この度の早期退職の募集に応募いたします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき期日	
備 考	

注 「募集の期間」及び「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏 名	所 属		
	職 名		
	職員番号		
生年月日	年 月 日	年 齢	歳

注 「年齢」については、年 月 日現在で記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

第2号様式の4 (第3条の3関係)

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

任命権者殿

取下げ年月日 年 月 日

取下げ申請者 _____ ㊤

私は、沖縄県職員の退職手当に関する条例第10条第3項の規定により、早期退職募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
退職すべき期日			
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏 名	所 属		
	職 名		
	職員番号		
3 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日	年 月 日		

注 「3 認定について」欄には、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている退職すべき期日を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	

第2号様式の5（第3条の4関係）

第 号
年 月 日

認定通知書

殿

(任命権者) ㊤

年 月 日付けで申請のあった早期退職募集に係る応募については、沖縄県職員の退職手当に関する条例第10条第5項の規定により認定の決定をいたしましたので、同条第6項の規定により通知します。

認定年月日	年 月 日
退職すべき期日	年 月 日

注 「退職すべき期日」欄には、募集実施要項に記載されている退職すべき期日を記入すること。
第2号様式の6（第3条の4関係）

第 号
 年 月 日

不認定通知書

殿

(任命権者) 印

年 月 日付けで申請のあった早期退職募集に係る応募については、沖縄県職員の退職手当に関する条例第10条第5項の規定により認定をしない旨の決定をいたしましたので、同条第6項の規定により通知します。

不認定の理由

第2号様式の7（第3条の5関係）

退職すべき期日の繰上げ同意書

年 月 日

任命権者 殿

印

私は、沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則第3条の5第1項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

記

既に通知された退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

注 「認定年月日」欄には、認定通知書（第2号様式の5）に記載されている認定年月日を記入すること。

第2号様式の8（第3条の5関係）

退職すべき期日の繰下げ同意書

年 月 日

任命権者 殿

㊦

私は、沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則第3条の5第1項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

記

既に通知された退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

注 「認定年月日」欄には、認定通知書（第2号様式の5）に記載されている認定年月日を記入すること。

第2号様式の9（第3条の5関係）

退職すべき期日の変更通知書

第 号
年 月 日

殿

(任命権者) ㊦

あなたの退職すべき期日は、沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則第3条の5第2項の規定により、下記のとおり変更することとしましたので、通知します。

記

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日		年 月 日

注 「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書（第2号様式の7）又は退職すべき期日の繰下げ同意書（第2号様式の8）に記載されている年月日を記入すること。

第6号様式及び第7号様式中「沖縄県知事」を「元の任命権者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第52号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第1条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第140号の15の次に次の2号を加える。

140の15の2 薬事法施行令第7条第2項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納を受けること。

140の15の3 薬事法施行令第14条第2項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納を受けること。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第140号の24の次に次の2号を加える。

140の25 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下この項において「改正薬事法」という。）附則第10条に規定する既存配置販売業者に対し、休廃止等の届出の受理、配置従事の届出の受理、許可証の返納の受理、許可台帳の整備、配置従事者の身分証明書の返納の受理及び立入検査等を行うこと。

140の26 改正薬事法附則第14条の規定に基づき従前の例により引き続き改正薬事法第1条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第35条の許可に係る業務を行うことができる者に対し、休廃止等の届出の受理、許可証の返納の受理、許可台帳の整備及び立入検査等を行うこと。

別表第2 保健所長の項専決事項の欄第2号の4中「第13条第2項」を「第13条第1項」に改め、同欄第3号の5の次に次の3号を加える。

3の6 薬事法施行細則第12条第2項の規定に基づき、管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証を交付すること。

3の7 改正薬事法附則第10条に規定する既存配置販売業者に対し、許可、許可の更新、許可証の交付、許可証の書換え交付、許可証の再交付、配置従事者の身分証明書の交付、配置従事者の身分証明書の書換え交付、配置従事者の身分証明書の再交付、品目の変更等の指定、改善命令等及び許可の取消し等を行うこと。

3の8 改正薬事法附則第14条の規定に基づき従前の例により引き続き改正薬事法第1条の規定による改正前の薬事法第35条の許可に係る業務を行うことができる者に対し、許可の更新、許可証の交付、許可証の書換え交付、許可証の再交付、品目の変更等の指定、改善命令等及び許可の取消し等を行うこと。

第2条 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2 保健所長の項委任事項の欄第140号中「薬事法（昭和35年法律第145号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）」に改め、同欄第140号の2及び第140号の2の2中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「同法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同欄第140号の3中「薬事法第14条第10項」を「医薬品医療機器等法第14条第10項」に、「薬事法施行令第3条第3号」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第3条」に改め、同欄第140号の4から第140号の7までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同欄第140号の8中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄第140号の9中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同欄第140号の10を削り、同欄第140号の11中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同号を同欄第140号の10とし、同欄第140号の12中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同号を同欄第140号の11とし、同欄第140号の13中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同号を同欄第140号の12とし、同欄第140号の14中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同号を同欄第140号の13とし、同欄第140号の15中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同号を同欄第140号の14とし、同欄第140号の15の2及び第140号の15の3を削り、同欄第140号の26を同欄第140号の27とし、同欄第140号の25を同欄第140号の26とし、同欄第140号の24中「薬事法施行細則（昭和47年沖縄県規則第33号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和47年沖縄県規則第33号。以下「医薬品医療機器等法施行細則」という。）」に改め、同号を同欄第140号の25とし、同欄第140号の23を削り、同欄第140号の22中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬局開設、医薬品の販売業又は」を「医薬品の販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同欄第140号の23とし、同号の次に次の1号を加える。

140の24 医薬品医療機器等法施行令第48条の規定に基づき、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可台帳を整備すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第140号の19から第140号の21までを削り、同欄第140号の18中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同号を同欄第140号の22とし、同欄第140号の17中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「製造業許可台帳」を「製造業の許可台帳」に改め、同号を同欄第140号の21とし、同号の前に次の1号を加える。

140の20 医薬品医療機器等法施行令第14条第2項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の返納を受けること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第140号の16中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同号を同欄第140号の19とし、同号の前に次の4号を加える。

140の15 医薬品医療機器等法施行令第1条の7の規定に基づき、薬局開設の許可証の返納を受けること。

140の16 医薬品医療機器等法施行令第1条の8の規定に基づき、薬局の許可台帳を整備すること。

140の17 医薬品医療機器等法施行令第2条の規定に基づき、総取扱処方せん数の届出を受理すること。

140の18 医薬品医療機器等法施行令第7条第2項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の返納を受けること。

別表第2保健所長の項専決事項の欄第1号から第2号の2までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同欄第2号の3中「薬事法第12条第1項」を「医薬品医療機器等法第12条第1項」に、「薬事法施行令第3条第3号」を「医薬品医療機器等法施行令第3条」に改め、同欄第2号の4から第2号の13までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同欄第2号の14及び第2号の15中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号の次に次の1号を加える。

2の15の2 医薬品医療機器等法第39条の2第2項ただし書の規定に基づき、許可すること。

別表第2保健所長の項専決事項の欄第2号の16及び第2号の17中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同欄第2号の18中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同欄第2号の19及び第2号の20中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「同法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同欄第2号の21中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「薬局製造販売医薬品の製造販売者」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業者」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に、「又は総括製造販売責任者」を「、医薬品等総括製造販売責任者」に、「製造責任者」を「医薬品製造管理者」に、「若しくは営業所管理者若しくは」を「、医薬品営業所管理者又は」に、「賃貸業の」を「貸与業の」に改め、同欄第2号の22中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同欄第2号の23中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号の次に次の3号を加える。

2の23の2 医薬品医療機器等法施行令第1条の4の規定に基づき、薬局開設の許可証を交付すること。

2の23の3 医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項の規定に基づき、薬局開設の許可証の書換え交付をすること。

2の23の4 医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定に基づき、薬局開設の許可証の再交付をすること。

別表第2保健所長の項専決事項の欄第2号の24から第2号の27までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、同欄第2号の28及び第2号の29中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「製造業」の次に「の許可証」を加え、同欄第3号から第3号の3までの規定中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「、薬局の開設」を削り、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同欄第3号の4及び第3号の5中「薬事法施行細則」を「医薬品医療機器等法施行細則」に改め、同欄第3号の6中「薬事法施行細則」を「医薬品医療機器等法施行細則」に、「賃貸業」を「貸与業」に改める。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年11月25日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第53号**沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第143号の6及び第143号の7中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号の次に次の4号を加える。

- 143の8 再生医療等製品販売業許可申請手数料
- 143の9 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料
- 143の10 薬局開設許可証の書換え交付手数料
- 143の11 薬局開設許可証の再交付手数料

別表第1項第144号及び第145号中「薬局開設許可証、」を削り、「賃貸業の許可証又は」を「貸与業の許可証、」に改め、「販売先等変更許可証」の次に「又は再生医療等製品販売業許可証」を加え、同項第145号の2から第147号の2までの規定中「化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項第148号の2及び第148号の3中「、医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、同項第149号の次に次の6号を加える。

- 149の2 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可申請手数料
- 149の3 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可更新申請手数料
- 149の4 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録申請手数料
- 149の5 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録更新申請手数料
- 149の6 再生医療等製品の製造販売業許可申請手数料
- 149の7 再生医療等製品の製造販売業許可更新申請手数料

別表第1項第153号及び第153号の2中「、医薬部外品又は医療機器」を「又は医薬部外品」に改め、同項第153号の3及び第153号の4中「、化粧品又は医療機器」を「又は化粧品」に改め、同項第153号の5及び第153号の6中「、化粧品若しくは医療機器の製造業又は医療機器の修理業」を「又は化粧品の製造業」に改め、同号の次に次の7号を加える。

- 153の7 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料
- 153の8 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可証の再交付手数料
- 153の9 医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料
- 153の10 医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料
- 153の11 再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付手数料
- 153の12 再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付手数料
- 153の13 医療機器又は体外診断用医薬品の承認申請時適合性調査申請手数料

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。
平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第54号**沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年沖縄県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（食事の提供の特例）

第3条 条例第15条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(園舎及び園庭の基準)

第4条 条例第19条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 園舎は、2階建以下を原則とすること。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。
- (2) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この号及び次号において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする事。ただし、園舎がア、イ及びカの要件を満たすときは保育室等を2階に、前号ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、次のイからクまでの要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。
 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。
 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バル

	コーナー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	---

ウ イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下エにおいて同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(7) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(i) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他園児が出入し、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(3) 前号ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

(4) 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とすること。

(5) 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とすること。

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

イ 満3歳未満の園児数に応じ、条例第20条第6項及び次条の規定により算定した面積

(6) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とすること。

ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

(7) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

(i) 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

イ 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備の基準)

第5条 条例第20条第7項の規則で定める基準は、保育室及び遊戯室の面積が、 1.98 平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積以上であることとする。

(職員の数等の基準)

第6条 条例第23条第3項に規定する規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それ

ぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
1 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

- この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この条において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- この表の第1項及び第2項に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

- みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当分の間、沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第50号）による改正前の沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成24年沖縄県条例第23号）別表第3の規定によることができる。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、第6条の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については、沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例別表第1の規定によることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

- 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第4条第2号及び第6号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句										
第4条第2号	ア、イ及びカの要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える										
第4条第6号	ア 次の掲げる面積のうちいずれか大きい面積 (ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数-1）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>3学級</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積（平方メートル）	2学級以下	330+30×（学級数-1）	3学級	400+80×（学級数-3）
学級数	面積（平方メートル）											
2学級以下	330+30×（学級数-1）											
学級数	面積（平方メートル）											
2学級以下	330+30×（学級数-1）											
3学級	400+80×（学級数-3）											

	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">3 学級以上</td> <td style="width: 20%;">$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table>	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">以上</td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> </table>	以上	
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$					
以上						
(イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積						

- 5 施行日の前日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第5条の規定については、当分の間、適用しない。
- 6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第4条第2号ア、第5号及び第6号の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第4条第2号ア	耐火建築物	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）						
第4条第5号	ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>1 学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2 学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </table>	学級数	面積（平方メートル）	1 学級	180	2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	ア 満3歳以上の園児数に応じ、次条の規定により算定した面積
学級数	面積（平方メートル）							
1 学級	180							
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							
第4条第6号	ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 (イ) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（平方メートル）</th> </tr> <tr> <td>2 学級以下</td> <td>$330 + \times 30 (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3 学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table> (イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積（平方メートル）	2 学級以下	$330 + \times 30 (\text{学級数} - 1)$	3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	ア 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積（平方メートル）							
2 学級以下	$330 + \times 30 (\text{学級数} - 1)$							
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

- 7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第4条第6号アの面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第4号の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。
- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
 - (2) 園児が安全に利用できる場所であること。

- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

8 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第6条の規定の適用については、同項の表備考第1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年10月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第55号

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成19年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則

第1条中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園」に改める。

第6条を次のように改める。

（教育及び保育の内容）

第6条 認定こども園における教育及び保育の内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）及び保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づかなければならない。

2 認定こども園における教育及び保育の内容は、認定こども園に固有の事情に配慮し、別表に掲げる基準に適合するものとする。

第7条第2号中「・向上」を「及び向上」に改め、同条第4号中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に、「作成・実施」を「作成し、研修を実施」に改める。

第8条第1号中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表第1の1中「就学前のすべて」を「小学校就学前の全て」に改め、「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

別表第2を次のように改める。

第2 認定こども園として配慮すべき事項

認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならないこと。

- (1) 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、零歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。
- (3) 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って子育て支援事業を実施すること。

別表第3中「に固有の事情」を削り、「配慮すべき内容」を「配慮すべき事項」に、「・理念」を「理念」に、「教育及び保育に関する」を「教育及び保育の内容に関する」に、「編制する」を「作成する」に改め、同表第3の(1)中「短時間利用児」を「教育時間相当利用児」に、「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同表第3の(3)中「同一学年の子どもで編制される」を削り、「に満たない」を「未滿の」に改め、「認定こども園それぞれの工夫で、子どもの」及び「の相違」を削り、「組み合わせていくこと」を「組み合わせて設定するなどの工夫をすること」に改める。

別表第4の(1)中「満3歳に満たない子どもを含む」を「零歳から小学校」に改め、「子どもが利用するため、」を削り、「に満たない」を「未満の」に、「集団による活動の充実、異年齢の子どもによる交流等が図られるよう工夫する」を「同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をする」に改め、同表第4の(2)中「ことから」を「ことを踏まえ」に、「地域・家庭・」を「家庭や地域、」に、「の観点から」を「を確保するため」に、「工夫する」を「工夫をする」に、「に満たない」を「未満の」に、「工夫を行う」を「工夫をする」に改める。

別表第5の(1)中「就学前」を「小学校就学前」に改め、同表第5の(2)中「年齢の相違等」を「年齢の違いなど」に、「家庭環境の相違等」を「家庭環境等」に、「に満たない」を「未満の」に、「連携協力」を「連携及び協力」に改め、同表第5の(3)中「一つの施設で」を「共に」に改め、同表第5の(4)中「を工夫すること」を「の工夫をすること」に改め、同表第5の(5)中「・発達」を「及び発達」に改め、同表第5の(5)のイ中「・関心」を「や関心」に、「取り組み」を「取組」に改め、同表第5の(6)中「に相違がある」を「が異なる」に改め、同表第5の(7)中「子どもの健康状態」を「健康状態」に改め、同表第5の(9)中「子育て力」を「子育てを自ら実践する力」に、「子育て経験」を「子育ての経験」に、「生活スタイル」を「生活形態」に、「すべて」を「全て」に改める。

別表第6の(2)中「小学校教育との連携・接続においては、」を削り、同表第6の(3)中「すべて」を「全て」に、「抄本・写し」を「抄本又は写し」に改める。

附 則

この規則は、沖縄県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第50号）の施行の日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第56号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第45条第3号」を「第45条第4号」に改め、同条第1号及び同条第2号を削り、同条第3号中「又は遊戯室」を「及び遊戯室」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号を同条第2号とし、同条第5

号イの表中

避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	を
-----	--------------------------------	---

避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他の有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	--

に改め、同号を

同条第3号とする。

第16条中「（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」

という。) おおむね20人につき1人以上) 」及び「(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上) 」を削る。

第17条第1号中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

附則第2項から第7項までを削り、附則第8項を附則第2項とし、附則第9項を附則第3項とし、附則第10項中「6人」を「4人」に改め、同項を附則第4項とし、附則第11項を附則第5項とし、附則第12項を附則第6項とする。

附 則

この規則は、沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成26年沖縄県条例第51号)の施行の日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第57号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和47年沖縄県規則第33号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第1条中「薬事法()」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律()」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第4条の見出し中「一般販売業」を「店舗販売業、卸売販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業」に改め、同条中「法第27条」を「法第28条第3項ただし書」に、「一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同条に次の2項を加える。

2 法第35条第3項ただし書の規定による卸売販売業の業務の管理についての許可申請又は届出については、前2条の規定を準用する。

3 法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の業務の管理についての許可申請又は届出については、前2条の規定を準用する。

第8条中「省令第157条第2項第1号」を「省令第151条第2項第1号」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出し中「の受験手続」を削り、同条第1項中「法第36条の4第1項」を「法第36条の8第1項」に、「第12号様式」を「第11号様式」に改め、同条第2項中「第13号様式」を「第12号様式」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事は、不正な方法により登録販売者試験を受けた者があるときは、その者の受験を停止し、又はその者の登録販売者試験を無効とすることができる。

第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(販売従事登録証の返納)

第11条 省令第159条の12第4項又は第159条の13第2項の規定により販売従事登録証を返納しようとする者は、販売従事登録証返納届(第13号様式)に販売従事登録証を添えて知事に提出しなければならない。

第12条(見出しを含む。)中「貸貸業」を「貸与業」に改める。

第1号様式中「楷」を「楷」に改める。

第2号様式中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、

「第7条第3項ただし書	「第7条第3項ただし書	
第27条において準用する同法第7条第3項ただし書」	第28条第3項ただし書	を
	第35条第3項ただし書	に改める。
	第39条の2第2項ただし書」	

第5号様式中「楷」を「楷」に改める。

第7号様式中「(年度)」を「(年)」に、

配置販売業者	氏名			
	住所			
配置販売従事者	氏名			
	住所			
配置販売従事区域				
配置販売従事期間		年 月 日から 年 月 日まで		

を

配置販売業者	氏名			
	住所			
	許可番号 及び年月日	第 号	年 月 日	
配置販売従事者	氏名			
	住所			
	身分証明書 番号	第 号		
種別		薬剤師・登録販売者・一般従事者		
配置販売従事区域				
配置販売従事期間		年 月 日から 年 月 日まで		

に、「楷^{かい}」を「楷」に改める。

第8号様式及び第9号様式中「楷^{かい}」を「楷」に改める。

第10号様式中「薬事法施行細則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則」に改める。

第11号様式を削る。

第12号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に、

本籍（国籍）				
住所	連絡先電話番号 ()			
氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日生	

を

本籍地都道府県名 （国籍）				
住所	〒	連絡先電話番号 ()		
ふりがな 氏名				
性別	男 ・ 女			
生年月日	年 月 日			

に改め、同様式注2中「楷^{かい}」を「楷」に改め、同様式中注4を削り、注5を注4とし、同様式注に次のように加える。

5 年月日は元号を使用すること。

第12号様式を第11号様式とする。

第13号様式中「第11条関係」を「第10条関係」に、「受験票 平成 年度 登録販売者試験」を「年度 沖縄県 登録販売者試験 受験票」に、

生年月日	年 月 日生
------	--------

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改め、同様式を第12号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式（第11条関係）

販売従事登録証返納届

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
返納の理由	
備考	連絡先

上記により、販売従事登録証の返納を届け出ます。

年 月 日

届出者 住所
氏名

印

沖縄県知事 殿

- (注意) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。
 3 届出者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。
 4 年月日は元号を使用すること。

第14号様式及び第15号様式中「賃貸業」を「貸与業」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年11月25日から施行する。
(経過措置)
- 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第10条に規定する既存配置販売業者及び同法附則第14条に規定する同法第1条の規定による改正前の薬事法第35条の許可を受けている者の品目の変更又は追加の指定については、なお従前の例による。

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第58号

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県青少年保護育成条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第128号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第50条第8号」を「第50条第11号」に改める。

(沖縄県行政組織規則の一部改正)

第2条 沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第135条第34号中「薬事法(昭和35年法律第145号)」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)」に改める。

第159条第14号中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改める。

第241条第2号の表沖縄県薬事審議会の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改める。

(沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則(平成20年沖縄県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第27号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第59号

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和52年沖縄県規則第52号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

土地改良事業の種別		比 率	
		沖縄本島	離島
農地整備事業	経営体育成型	100分の10.5	100分の8.5
	畑地帯担い手育成型	100分の10.5	100分の8.5
	畑地帯担い手支援型	100分の10.5	100分の8.5
通作条件整備事業		100分の7.5	100分の5
農業基盤整備促進事業		100分の9	100分の4.5
水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	100分の9	100分の4.5
	水利区域内農地集積促進型	100分の9	100分の4.5
ため池等整備事業	用排水施設整備工事	100分の8	100分の3.5
農地保全整備事業	農地侵食防止工事	100分の10	100分の5
	農地侵食防止工事(排除工事を除く。)と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事	100分の9以上100分の10.5以内	100分の4.5以上100分の8.5以内

備考 この表において「離島」とは、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づき指定された離島をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の規定は、平成26年度分のみ適用する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第60号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和63年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

1,500平方メートルタイプ工場使用料	月額	750,000円	を
1,500平方メートルタイプ工場使用料	月額	750,000円	
1,500平方メートルタイプ工場使用料（2区画分割型）	1区画につき月額	390,000円	に

改める。

附 則

この規則は、沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第55号）の施行の日から施行する。

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第61号

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例（平成26年沖縄県条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（情報管理棟等の使用基準）

第3条 情報管理棟及びビジネス棟専用区画について条例第8条第2項の規則で定める基準は、次のいずれ

かとする。

- (1) 情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業を行うための使用であること。
 - (2) 前号と関連する事業を行うための使用であること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める使用であること。
- 2 会議室及び小会議室について条例第8条第2項の規則で定める基準は、次のいずれかとする。
- (1) 前項各号と関連性が高い事業を行うための使用であること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める使用であること。

(使用料の納付)

第4条 情報管理棟及びビジネス棟専用区画の使用料は、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、使用を開始する日の属する月に係る使用料の納付時期については、知事が別に定める。

2 会議室及び小会議室の使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第10条第2項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 許可された使用時間を超過して使用するとき。
- (3) 知事がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の返還)

第5条 条例第10条第3項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災その他施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰すことができない事情により使用できなかったとき。当該使用料の全額
- (2) 使用者が、会議室及び小会議室を使用しようとする日の15日前までに使用を取りやめる旨を届け出たとき。当該使用料の5割

2 条例第10条第3項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、沖縄情報通信センター使用料返還申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(使用者の負担する費用)

第6条 条例第10条第4項の知事が指定する費用は、情報管理棟及びビジネス棟専用区画を使用する場合における次に掲げる費用とする。ただし、第1号の費用については、知事が使用者に負担させることが不相当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用
- (2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の使用に要する費用
- (3) 警備に要する費用
- (4) 廃棄物（知事が指定するものを除く。）及び廃液の保管、処理その他環境衛生の保持に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難しいときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。

3 第1項の費用（ガス及び電話の使用に要する費用、警備に要する費用及び廃棄物の処理に要する費用を除く。）は、その月分を翌月25日までに納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 条例第11条に規定する知事が災害その他特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるとおり減額し、又は免除するものとする。

- (1) 災害により施設を使用できなかったとき。免除
- (2) 沖縄県が施設を使用するとき。免除
- (3) 国若しくは地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）又は県内に主たる事務所を置く企業等が、沖縄県と共催し、情報通信関連産業の振興に資する事業を行うために施設を

使用するとき。 5割

(4) 国等が、情報通信関連産業の振興に資する事業を行うために施設を使用するとき。 4割

2 条例第11条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、沖縄情報通信センター使用料減免申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、使用料の減額又は免除を承認したときは、沖縄情報通信センター使用料減免承認書（第4号様式）を使用者に交付するものとする。

（身分を示す証明書）

第8条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第5号様式）によるものとする。

（事業報告書）

第9条 条例第19条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 沖縄情報通信センターの管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況

(2) 業務に係る収支状況

(3) 沖縄情報通信センターの使用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、沖縄情報通信センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為として行う申請に必要な申請書等）

2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

第1号様式（第2条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者 所 在 地

団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

印

沖縄情報通信センターの管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

添付書類

1 事業計画書

2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）

4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

沖 縄 情 報 通 信 セ ン タ ー 使 用 料 返 還 申 請 書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者
住所
団体名
代表者氏名 印
電話

次のとおり使用料の返還を受けたいので申請します。

事業等の名称			
許可年月日及び 許可番号	年	月	日() 第 号
使用期間	年	月	日() 午前・午後 時 分から 年 月 日() 午前・午後 時 分まで
返還申請 の理由			
既納使用料	円	返還申請額	円
備考			

(注) 1 使用料領収書を添付すること。

2 申請者の代表者氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名によること。

第3号様式 (第7条関係)

沖縄情報通信センター使用料減免申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者
住所
団体名
代表者氏名 印
電話

次のとおり使用料の減額・免除を申請します。

事業等の名称			
使用目的			
事業等の内容			
使用期間	年	月	日() 午前・午後 時 分から 年 月 日() 午前・午後 時 分まで
減額・免除を 申請する理由			
備考			

(注) 1 この申請書は、使用許可申請書と同時に提出すること。

2 申請者の代表者氏名の記載については、記名押印又は自筆による署名によること。

第4号様式 (第7条関係)

沖縄情報通信センター使用料減免承認書

年 月 日

殿

沖縄県知事 印

次のとおり使用料を減額・免除します。

事業等の名称						
使用目的						
事業等の内容						
使用期間	年	月	日 ()	午前・午後	時	分から
	年	月	日 ()	午前・午後	時	分まで
減額・免除の内 容	減免前の 使用料	円	減額・ 免除額	円	減免後の 使用料	円
備考						

第5号様式 (第8条関係)

(表)

身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 20px; margin: 5px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 契 印 </div>	指定管理者名 氏 名 生年月日 年 月 日生
上記の者は、沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例第16条第1項の規定による立入り等に従事する者であることを証明する。	
年 月 日	
沖縄県知事 印	

(裏)

沖縄情報通信センターの設置及び管理に関する条例 (抜粋)
(立入り等) 第16条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、センターの管理業務に従事する者に、第8条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

告 示

沖縄県告示第542号

はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年10月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示

はぶ抗毒素支給規程（昭和47年沖縄県告示第105号）の一部を次のように改正する。

第2条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、平成26年11月25日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号